平成２４年（フ）第１１８２号
堺市北区新金岡町２丁３番３―202号
債務者　市岡　晴美
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１８５号
堺市北区中百舌鳥町５丁666番地１　ステージ村田Ⅱ301号
債務者　船津　博隆
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８６号
福岡県豊前市青豊17番地１　県営青豊団地509号
債務者　保永　聖代
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第１０７号
北海道岩見沢市11条西４丁目15番地１　コーポつかさ１―D
債務者　鵜飼　友美
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第３５２号
愛知県一宮市木曽川町内割田字八荷丸１番地レオパレス新木曽川―106号
債務者　平林　時正
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第３６４号
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字舟入３番地１　コープ野村Ａ―305号、住民票上の住所愛知県一宮市木曽川町黒田字地蔵西６番地11　ナビハイツ新木曽川501号
債務者　石川　一良
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第４８０号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地48棟403号、前住所大阪府泉南市樽井７丁目16番６号
債務者　灰野　　学
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５９９号
大阪府岸和田市吉井町１丁目15番14号ファミール春木103号、前住所大阪府岸和田市箕土路町１丁目３番24―109号
債務者　安井一二三
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６１７号
大阪府岸和田市荒木町２丁目22番１―409号
債務者　髙橋　省一
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６２２号
大阪府貝塚市橋本684番地76棟378号
債務者　大野　乙子
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６３２号
大阪府岸和田市上町47番18―604号、前住所大阪府岸和田市港緑町５番２―207号
債務者　大西　良子
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６３４号
大阪府和泉市東阪本町384番地の10、前住所大阪府堺市南区檜尾886番地１
債務者　池田　正信
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６３６号
大阪府貝塚市半田55番地１滝住宅32号、前住所大阪府貝塚市麻生中1111番地２滝住宅１階１号
債務者　園田　龍二
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６４０号
大阪府貝塚市堀１丁目９番２号泉クラブ内
債務者　野妻　増天
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５５号
兵庫県小野市福住町247番地の12　福住団地４号
債務者　吉田三沙緒
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２４年（フ）第６２号
兵庫県加東市新町324番地　ルークレジデンス加東218号
債務者　青木　隆浩
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
神戸地方裁判所社支部